



ひとり親家庭にエールを届ける

YELLながさき通信

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター

2019年11月

No.54

特集 【特集】養育費は変更できる？

YELLながさきでは、養育費に関して様々なご相談をいただいています。中には、離婚時に取り決めた養育費の変更について、ご相談をお受けすることがあります。

養育費の支払いは長期に渡る場合も多いため、お互いの生活状況が変化することも考えられます。そのため、最初に取り決めた養育費が今の実情に合わなくなったり、取り決めをした時には予想できない事情がでてくる場合もあるでしょう（※事情の変更）。そのような時、養育費を変更することは可能なのでしょうか。そこで今回は、養育費の変更についてご紹介します。

■養育費の変更（増額・減額）は可能？

養育費の変更は、養育費を取り決める時に予想できないような事（事情の変更）があった場合には、増額・減額の請求が可能です。ただし、父母間で、変更内容に合意がなければなりません（事情の変更があったからといって、当然に増減額されるものではありません）。

■『事情の変更』とはどんな時？（例）

○受け取る側

- ・子どもの進学で教育費や生活費が増えた
- ・子どもの病気やケガで継続的に医療費がかかるようになった
- ・病気、事故、失業等で経済状況が悪化した
- ・再婚し、再婚相手と子どもが養子縁組をした

○支払う側

- ・病気・転職・失業等で収入が大幅に減少した
- ・再婚によって扶養する家族が増えた



■事情の変更があった時、どう動く？

①双方（父母間）で話し合う

事情の変更があった際、まずは相手に事情が変わったことについて伝え、条件変更について話し合います。話し合いで合意できれば、条件変更は可能となります。

※口約束では後々トラブルになることも考えられます。合意内容は、公正証書などの文書にしておくことが大切です。

②家庭裁判所の調停を利用する

話し合いが困難な場合や、話し合うことができても合意できない場合は、養育費の額の変更を求める調停（養育費請求調停）を申し立てることができます。

調停手続きでは、一切の事情について双方から聴き取り等を行うなどして事情を把握し、解決案を提示したり解決のために必要な助言をし、合意を目指し話し合いが進められます。



家庭裁判所

③調停不成立の場合は審判を申立てる

話し合いがまとまらず調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続が開始されます。裁判官が一切の事情を考慮して、審判をすることになります。

※家事調停の申立を行うための手続き、必要書類については家庭裁判所へお問合せ下さい。

◇家庭裁判所・・・長崎県内は支部・出張所含め 11 か所あります。

*管内の裁判所一覧 <http://www.courts.go.jp/nagasaki/about/syozai/>

■話し合いを進めるには

①連絡がとれるようにしておく

連絡先がわからなくなると、いざ事情の変更があった時に、話し合うことができません。お互いのため、父母として子どもの権利を守るために、連絡先・住所・勤務先が変わった時には、すぐに知らせることが大切です。

②お互いの事情の変更があった時は話し合うことを合意しておく

話し合うことを事前に合意しておくこと、いざ事情の変更があった時にスムーズに話し合いに臨みやすいでしょう。

◆YELL ながさき無料法律相談

YELL ながさきでは、月に一度、弁護士による無料法律相談（毎月第3水曜日・事前予約制）を実施しております。おひとりで抱えず、一緒に考えていきましょう。

◆対馬市で就業支援メイクアップセミナーを開催します

就職活動や職場での好印象に繋げるメイクを実践形式で行います。

【対象】ひとり親家庭

【日時】令和元年12月8日（日） 13時～15時

【会場】豊玉町福祉センター（対馬市豊玉町仁位94番地5）

【問合せ・申込先】 YELL ながさき <https://www.yell-nagasaki.jp/seminar.html>

※YELL ながさきホームページからチラシ・申込書のダウンロードができます。ぜひご活用下さい。



◆佐々町で出張法律相談を開催します（お一人様30分・事前予約制）

【対象】離婚前の方、ひとり親家庭の母・父、寡婦の方

【日時】令和2年2月2日（日） 10時～16時（12時～13時は休憩）

【会場】佐々町文化会館（北松浦郡佐々町本田原免146番地）

【弁護士】池内愛法律事務所 弁護士 池内愛 長崎県弁護士会所属

【問合せ・申込先】 YELL ながさき <https://www.yell-nagasaki.jp/soudan.html>

※YELL ながさきホームページからチラシのダウンロードができます。ぜひご活用下さい。



発行

長崎県ひとり親家庭等自立促進センター（YELL ながさき）

〒852-8108 長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階 長崎県総合就業支援センター内

TEL 095-813-0800 FAX 095-848-1112 ホームページ <https://www.yell-nagasaki.jp>

運営主体：一般社団法人 ひとり親家庭福祉会ながさき